

農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 加工原料乳生産者補給金の直接支払について	…………… 1
2 - 酪農家、乳業者に第二の選択肢を	…………… 1
3 - 民間企業が中央卸売市場の開設主体となることも認める	…………… 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 6月4日	27年 6月17日	加工原料乳生産者補給金の直接支払について	酪農関係の補助金で最も大きなものは加工原料乳生産者補給金ですが、指定団体出荷に限定されており、自主販売酪農家が加工向けにより需給調整を行なっても、その費用は全て農家負担となっています。生乳の販売において需給調整は必ず発生するものであり、自主販売酪農家だけが自己負担を強いられている状況は、酪農家の自立意欲を減退させるものと思われます。自主販売酪農家についても、加工向けの数量申告に基づき加工原料乳生産者補給金の支払を要望します。 また、指定団体を通しての支払い方法を見直し、農家に直接支払われるよう体制の整備をお願いします。	全国生乳自主販売協議会	農林水産省
2	27年 6月4日	27年 6月17日	酪農家、乳業者に第二の選択肢を	現状では、酪農家・乳業者とも、補助金や学校給食乳の関係で指定団体出荷以外選択することが困難な状況です。酪農の経営改善のためには、酪農家が自己の経営の利点を生かし、目的に合った販売形態の選択ができるようにする必要があります。また乳業者も同様に、原料乳の調達や加工用途を指定団体に支配されることなく、経営判断での製造と自由な販路開拓をできるようにすることで、弾力的な対応が可能になり、昨年のようなバターが店頭から消える等の事態も防止できるのです。乳業者は現在の制度では、販売先からどんなに要望があっても指定団体の許可なしでバターを自由に製造することができないのです。生産者としても決してこのような状況を望んでいません。出荷形態の多様化は我が国酪農の存続のためには避けることのできない道です。生産量・酪農家戸数は減少し、主産地の地域経済は困窮しています。一日も早く政策を打ち出していただきたく、お願い申し上げます。	全国生乳自主販売協議会	農林水産省
3	27年 6月21日	27年 7月27日	民間企業が中央卸売市場の開設主体となることも認める	卸売市場には開設主体が地方自治体に限定される中央卸売市場と民間も可能な地方卸売市場がある。卸売市場は生鮮食料品の流通において現在でも重要な役割を果たしているが、市場外流通や生産者、小売業者の大型化などの理由により市場経由率は低下傾向にあり卸売業者、中卸業者の経営は厳しくなっている。今の状況から脱して成長軌道に乗るためには卸売市場の一層の企業化が必要である。農林水産省による卸売市場の再構築の検討会議の中でも開設者を含む場内事業者が一体となった経営戦略の必要性が叫ばれているが、中央卸売市場では場内事業者間の利害が対立するのと企業文化にはなじまない開設者としての自治体の存在により真に実効性のある経営戦略の確立は不可能である。地方卸売市場は、一般的に小規模で中央卸売市場に対してスケールの不利で経営的に苦しいところも多いが、民間経営が軌道に乗っている卸売市場も一部存在する。これは市場としての経営戦略が確立しやすいからに他ならない。卸売市場は小規模な生産者や消費者保護を図るという公共的な役割もあり、それは現在でも消えてはいないが、食料事情や流通事情の変化によりそれらの役割のウエイトが下がっていることを否定できず、その点を強調するあまり非効率な自治体経営を続けると卸売市場の存在価値を一層低下させることになる。残す必要のある公共的役割は規制と補助という形で担保することで基本は民間経営として企業化の方向性を探るべきと考える。受け皿としては、卸売市場流通の要に位置する卸業者や現在は参入が少ないが食品流通大手業者などが考えられる。他にPFI法によりコンセッション方式も可能と聞いておりその利害得失は検討の余地はあるが、現行はその手法があまり議論されることもない。民営化という選択肢が生まれることのインパクトが大きく、それとの対比によりコンセッション方式の存在も一層クローズアップされるものと考えられる。	個人	農林水産省